

平成 2 9 年 度

第 1 回

柏原市国民健康保険運営協議会議事録

柏原市市民部保険年金課

○西川係長 皆さんおそろいということで、ただいまから、平成 29 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は公私ご多忙のところ、また寒さが厳しい折にもかかわらず多数のご出席を賜り、ありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます保険年金課保険業務係、西川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

封筒を含め全部で 4 種類ございます。1 枚目、題名に平成 29 年度第 1 回国民健康保険運営協議会と記載しております本日の会議次第でございます。次に、運営協議会委員名簿でございます。次に、ホッチキスで 2 カ所留めしております平成 29 年度第 1 回柏原市国民健康保険運営協議会資料でございます。全部で 13 ページまでございます。最後に、委員皆様への委嘱状を封筒に入れて配付いたしております。配付物に不足ございませんでしょうか。それぞれご確認をお願いいたします。

会議に先立ちまして、ご報告がございます。この会議は、新たな任期を迎えての第 1 回目の会議となりますので、会長と副会長を選出する必要がございます。柏原市国民健康保険運営協議会規則第 4 条の規定に基づきまして、既に 3 号委員、公益を代表する委員の方々により、会長には岸野友美子委員、副会長には新屋広子委員をそれぞれ互選により選出いただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、次第により会議を進行いたします。

まず、開会に当たりまして、富宅市長からご挨拶申し上げます。

○富宅市長 皆さん、改めましてこんにちは。ただいまご紹介いただきました柏原市長の富宅でございます。

本日は、平成 29 年の第 1 回の柏原市国民健康保険運営協議会の開催、皆様におかれましては大変お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

さて、皆様もご承知おきのとおり、国民健康保険事業、これにつきましては加入者の年齢が高くなってきていること、そして医療費水準も高くなってきていることから、非常に財政状況というのは不安定な状況でございます。これというのも、本当に以前から言われてきたことございまして、私自身も八尾の市役所のとときに国民健康保険というのを担当しておりまして、そのときから財政状況というのは非常に厳しいものがございました。向こうの市では 250 億円、こちらの一般会計ぐらいの規模を動かすんですけれども、そのときから本当に厳しい状況というのが目に見えていたわけでございます。

こういったことから、制度発足以来大きな改革が行われようとしております。これまで国保の保険者といったら市町村ということやったんですけれども、これが平成 30 年度からは都道府県、ここでいいましたら大阪府も保険者となることで、これによって保険給付の安定化、そして保険料率の標準化というのを図られようとしております。この社会保障制度というのは激変する中でございますが、国民健康保険事業、これを運営する者として加入者の方々の実情、そして本市の財政状況、この双方を見ながら適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

本日諮問をさせていただきます事項につきましては、さまざまなお立場からのご意見を頂戴しまして、慎重にご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○西川係長 富宅市長、ありがとうございました。

次に、市長から岸野会長に諮問書を提出いたします。

○富宅市長 国民健康保険料の軽減措置の拡充および葬祭費の給付額の増額について。

次のとおり定めたいので、国民健康保険法第 11 条第 1 項の規定により諮問します。

1、平成 30 年度国民健康保険料の軽減判定額を、被保険者 1 人当たり 5 割軽減を 27 万 5,000 円、2 割軽減を 50 万円に、それぞれ増額することについて。

2、葬祭費の給付額を平成 30 年 4 月から 5 万円に増額することについて。

よろしく願いいたします。

○西川係長 富宅市長につきましては別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○富宅市長 よろしく願いします。

○西川係長 ただいま市長から提出いたしました諮問書の写しをこれより配付いたします。よろしくご確認お願いいたします。

続きまして、本日出席の委員の皆様をご紹介します。

まず前方、会長の岸野委員です。

○岸野委員 こんにちは。

○西川係長 副会長の新屋委員です。

○新屋委員 よろしく願いいたします。

○西川係長 続きまして、名簿順にご紹介いたします。

1 号委員、被保険者代表です。お座席は窓側になります。上田委員です。

○上田委員 よろしく願いします。

○西川係長 松永委員につきましては、本日所用のため、遅れてご出席されます。
中村委員につきましては、本日所用のため欠席のご連絡をいただいております。
続きまして、裏委員です。

○裏委員 よろしくお願ひします。

○西川係長 藪田委員です。

○藪田委員 よろしくお願ひいたします。

○西川係長 次に、2号委員、医師薬剤師代表です。お席は廊下側になります。
医師会から小路委員です。

○小路委員 よろしくお願ひします。

○西川係長 吉原委員です。

○吉原委員 よろしくお願ひします。

○西川係長 岡本委員につきましては、本日所用のため欠席のご連絡をいただいております。

歯科医師会から西村委員です。

○西村委員 よろしくお願ひします。

○西川係長 薬剤師会から吉本委員です。

○吉本委員 吉本です。どうぞよろしくお願ひします。

○西川係長 次に、3号委員、公益代表です。

市議会から、田中委員です。

○田中委員 よろしくお願ひいたします。

○西川係長 大坪委員です。

○田中委員 大坪でございます。よろしくお願ひします。

○西川係長 更生保護女性会、辻野委員につきましては、本日所用のため、遅れてご出席されます。

最後に、4号委員、被用者保険代表です。お座席は再び窓側になります。

組合管掌健康保険から橋村委員です。

○橋村委員 橋村です。よろしくお願ひします。

○西川係長 全国健康保険協会大阪支部から藤井委員です。

○藤井委員 藤井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西川係長 続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。座席は後方になります。

前列、市民部長の脇田です。

○脇田部長 脇田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○西川係長 保険年金課課長の杉本でございます。

○杉本課長 杉本でございます。本日はよろしくお願ひします。

○西川係長 保険年金課課長補佐の中川でございます。

○中川課長補佐 中川です。本日はよろしくお願ひいたします。

○西川係長 後列、保険業務係主査の中川でございます。

○中川主査 中川です。よろしくお願ひいたします。

○西川係長 保険料係主査の日野でございます。

○日野主査 日野です。よろしくお願ひいたします。

○西川係長 最後に、私、保険業務係長の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、会議成立要件の報告でございます。

本日ご出席いただいております委員は、現在 13 名でございます。

運営協議会規則第 7 条の規定により会議成立の 2 分の 1 以上のご出席をいただいておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、本日の会議録署名委員を事務局から指名させていただきます。

本日の署名委員は、1 号委員、被保険者代表の上田委員と裏委員です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、岸野会長からご挨拶を賜りたいと思います。

岸野会長、よろしくお願ひいたします。

○岸野会長 皆様、こんにちは。

このたび改選によりまして会長役を仰せつかりました岸野友美子でございます。副会長の新屋広子委員ともに務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

座ってご挨拶させていただきます。平成 29 年第 1 回国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席をいただきましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

近年、医療技術の進歩により長寿命化が目覚ましく進む、それに伴い、医療費は毎年伸び続けております。国においても医療保険制度や介護保険制度など、社会保障制度を堅持すべく税と社会保障の一体化改革を進めております。国民健康保険制度においても、

平成 30 年度からは市町村とともに都道府県も保険者に加わることになっております。今回、運営協議会では、市長より、平成 30 年度における国民健康保険料の軽減措置の拡充に関する諮問と葬祭費の給付額に関する諮問が提出されました。本日は、委員各位の忌憚ないご意見をいただき、しかるべき答申をとということになるわけでございます。どうぞ皆さんにはよろしくお願い申し上げます。

これよりは、議事進行に入らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、今回の 2 つの諮問事項のうち 1 番目、平成 30 年度国民健康保険料の軽減判定額を、被保険者 1 人当たり 5 割軽減を 27 万 5,000 円、2 割軽減を 50 万円にそれぞれ増額することについて、事務局より報告を受けます。

○中川課長補佐 保険年金課の課長補佐の中川でございます。

それでは、着座にてご説明のほうをさせていただきます。失礼します。

今回の諮問の内容のご説明に入る前に、柏原市の国保運営について簡単に概略を申し述べさせていただきますと存じます。

平成 20 年度には後期高齢者医療制度が創設されたことにより、75 歳以上の方が国民健康保険などから後期高齢者医療制度に加入することとなりました。また、特定健診、特定保健指導の制度も開始いたしました。そして、この平成 30 年度からは、国民健康保険の広域化ということで、現在は各市町村が保険者となって国保事業を運営しておりますが、その運営に都道府県が加わることとなり、財政責任を担うこととなります。国保の広域化については、後ほどの議事案件にてご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料なんですけれども、3 ページのほうをご覧くださいませうか。

3 ページのほうは、医療費・被保険者数の推移をまとめたものでございます。こちらのほう、平成 20 年度の国保加入者は 2 万 2,426 人であったものが平成 28 年度には 1 万 8,281 人となり、この 9 年間で 4,145 人が減少しております。特に平成 27 年度、平成 28 年度の減少率は、それぞれ 4.2%、5.7%と大きくなっております。これは少子化に伴う人口減や高齢化に伴う後期高齢者医療への移行、短時間労働者への適用拡大による被用者保険への移行が主な要因となっております。

続きまして、資料の 4 ページをご覧ください。

こちら、保険者負担額の推移をまとめたものでございます。本市の国保会計から支払った保険給付金につきましては、平成 20 年度では 51 億 9,000 万円であったものが平成 26 年度の 61 億 7,000 万円をピークに、平成 28 年度は前年度比 2 億 1,000 万円減の 59

億 5,000 万円となっております。平成 27 年度から保険給付費が減少しておりますことは、被保険者数の減少が主な要因となっております。

すみません、恐れ入りますが、前のページ、資料の 3 ページにお戻りください。

右側の年間一人当たり医療費の欄になるんですけども、こちらのほうが医療費の総額は減少しているのですが、年間 1 人当たりの医療費が年々増加しており、平成 28 年度では 39 万 348 円となっております。

続きまして、資料の 2 ページをご覧ください。

こちらは国保会計の決算額の推移をまとめた表でございます。国保会計の決算につきましては、平成 20 年度までは、表の右端の欄になるんですけども、単年度収支が赤字が続いており、累積赤字額となる実質収支は 11 億 8,000 万円まで膨らむこととなりましたが、平成 21 年度以降は平成 25 年度を除くと単年度黒字を計上しております。平成 28 年度には単年度黒字を 2 億 4,000 万円計上し、実質収支は 6 億 5,000 万円の累積赤字を抱えている財政状況となっております。

このような状況の中で、平成 29 年度におきましては、特定健診や人間ドックの受診勧奨に努めることで医療費の適正化を図るとともに、保険料収納率の向上と交付金や補助金等の獲得による収入の確保により、単年度の黒字を計上したいと考えているところであります。

なお、本日は、国民健康保険料の軽減措置の拡充と葬祭費の給付額の増額についてご審議をお願い申し上げますので、続けて保険年金課保険料係長の栗田よりご説明申し上げます。

○栗田係長 保険年金課保険料係の栗田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、私から、平成 30 年度の国民健康保険料の軽減措置の拡充についてご説明申し上げます。

国民健康保険の法定軽減と申しますのは、ある一定の所得に満たない低所得の方々に対して均等割と平等割の 7 割相当分、または 5 割相当分、もしくは 2 割相当分を軽減するという制度であります。この法定軽減のうち、5 割軽減と 2 割軽減の判定所得基準は毎年引き上げられており、平成 30 年度においても拡大されるものであります。

資料の 7 ページをご覧くださいませでしょうか。

7 ページの上段ですけども、2 割軽減、5 割軽減の判定基準拡大の年度の推移が上がっております。2 割軽減に関しましては、被保険者 1 名につき現行 49 万円から 1 万円引き上げて 50 万円に、また 5 割軽減では、被保険者 1 人につき現行 27 万円を 5,000

円引き上げて 27 万 5,000 円に増額改定し、軽減対象世帯を増やそうというものであります。

具体的な事例でご説明いたします。資料の 8 ページをご覧くださいませでしょうか。

この資料につきましては軽減世帯所得の増減を示しておりますが、表の一番下の 4 人世帯で 5 割軽減の欄をご覧ください。4 人世帯で所得額が 141 万円から 143 万円までの間にある世帯につきましては、前年度 2 割軽減世帯であったものが、新年度で同所得であれば 5 割軽減世帯に該当することになります。これによる保険料額への影響ですが、戻っていただいて資料の 7 ページをご覧くださいませでしょうか。

資料下段の表の中で、縦軸で所得額の欄が 143 万円で横軸が世帯数が 4 人の欄をご覧ください。

保険料は前年度が 2 割軽減で 33 万 8,206 円、これが 5 割軽減になりますと 27 万 6,430 円で、前年度と比べて年間 6 万 1,776 円が安くなることになります。

次に、今ご覧いただいた欄、マイナス 6 万 1,776 円から 2 つ下の段になりますが、所得額のところで 233 万円の所得の世帯、同じく 4 人世帯のところですが、前年度、軽減対象外にこの世帯はなるんですが、ここから 229 万円から 233 万円までの間にある世帯につきましては、新年度同所得であれば 2 割軽減に該当しますので、前年度に比べて年間 4 万 1,184 円が安くなることになります。この制度は日本全国どこでも適用される制度でありますので、中低所得者層の方々につきましては少しは負担の軽減が図れるものであろうというふうに考えているところであります。

最後に、資料の 9 ページをご覧ください。

賦課限度額・軽減改定内容を示した表であります。現時点での状況では、法定軽減を国基準どおりに改定した場合の試算をいたしました。その結果を申し上げますと 61 世帯、5 割軽減で 42 世帯の増、2 割軽減で 19 世帯の増となり、合計 61 世帯が新たに軽減対象となり、金額的には合計ですが約 196 万円の保険料が前年度よりも安くなる見込みとなっております。なお、軽減額につきましては国からの補助金が財源となっております。

以上、簡単ではございますが、私から、平成 30 年度の国民健康保険料の軽減措置の拡充についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○岸野会長 事務局からの説明を受けました。これについてご質問、ご意見などがございましたら活発にお願いいたします。いかがですか。よろしゅうございますか。

ご意見ないようでございますので、答申について採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

諮問事項の平成 30 年度国民健康保険料の軽減判定額を、被保険者 1 人当たり 5 割軽減を 27 万 5,000 円、それから 2 割軽減を 50 万円にそれぞれ増額することについて、本案を本協議の答申とすることに賛成の皆様の挙手をお願いしたいと思います。

(採 決)

○岸野会長 ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、本案をもって本協議会の市長への答申といたします。

続きまして、諮問事項のうちの 2 番目、葬祭費の給付額を平成 30 年 4 月から 5 万円に増額することについて、事務局に説明を求めます。

○中川主査 保険業務係主査の中川でございます。着席して説明させていただきます。

それでは、私からは、平成 30 年度の葬祭費の給付額の増額についてご説明申し上げます。

国民健康保険の葬祭費の給付額と申しますのは、被保険者の方が死亡されたとき葬祭を行った方に支給される額のことです。現在、柏原市では 4 万円を支給いたしております。平成 30 年度からは国民健康保険が広域化されることに伴い、給付にかかわる項目につきまして大阪府内同一基準が定められることとなりました。

資料の 10 ページをお開きください。

国民健康保険の広域化に当たりまして、大阪府は国民健康保険運営方針を定めており、こちらはその抜粋となります。下のほうにあります(3)の葬祭費で府内統一基準は 5 万円とされており、それに伴い、本市も現在の 4 万円から 1 万円を増額して 5 万円とするものであります。なお、この給付額につきましては府からの交付金が財源となっております。

以上、簡単ではございますが、私から平成 30 年度の葬祭費給付額の増額についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○岸野会長 ありがとうございます。説明を受けまして、何か質問、ご意見などございましたらお願いたします。

よろしいでしょうか。ご意見がないということで進めさせていただきます。

それでは、この答申について採決を行いたいと存じます。お諮りいたします。諮問事項の葬祭費の給付額を平成 30 年 4 月から 5 万円に増額することについて、本案を本協議の答申とすることに賛成の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

(採 決)

○岸野会長 ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、本案をもって本協議会の市長への答申といたします。

以上で諮問事項についての審議を終了いたします。答申書につきましては事務局において作成し、後日、市長に手渡すことといたします。

次に、議事の3番目、国民健康保険制度の広域化について、事務局に説明を求めます。

○杉本課長 保険年金課課長の杉本でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、私からは、国民健康保険の広域化についてご説明申し上げます。

資料の12ページをご覧ください。こちらは、次ページも含めまして、平成30年度からの国保の広域化について大阪府から送付されてきました広報チラシの案でございます。このチラシを使いながらご説明をさせていただきます。

現在の国民健康保険制度は加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、加入者の所得水準が低く保険料負担が重い、小規模な運営主体が多く財政が不安定になりやすいなどといった構造的な課題を抱えております。

そこで、予期せぬ医療費増等の財政リスクを軽減し、国保財政の安定化を図るため、これまで各市町村が保険者となって国保事業を運営してまいりましたが、平成30年度からその運営に都道府県が加わることとなり、財政責任を担うこととなりました。

チラシの真ん中の図をご覧ください。

左側が現在の状況でございますが、市町村ごとに医療費を推計し、それに基づき保険料を設定し、個別に国保事業を運営しております。平成30年度からは、各市町村は大阪府が設定した事業費納付金を加入者から集めた保険料などをもとに府へ納めることで、かかった医療費などは全額府が市町村に交付することとなります。簡単に申し上げますと、府が設定したお金を市町村が納めさえすれば医療費は幾らかかっても府が全額面倒を見てくれるということになります。本市を例に見ますと、先ほどの説明でもありましたとおり平成25年度に医療費が急激に増加したため、単年度収支が約2億3,000万円の赤字となりましたが、このような事態が回避され、安定した国保事業の運営を行うことができます。

次に、国保が広域化されることで、府内で統一の基準が設定されることとなります。大阪府では、大阪府国民健康保険運営方針を策定し、統一化する基準を示しております。統一化する項目の具体例としてチラシの一番下の表をご覧ください。

保険料率、保険料の支払い回数、保険料の減免、一部負担金の減免、出産育児一時金

の額、先ほどご答申いただきました葬祭費の額などになります。特に保険料率は加入者間の負担の公平化を図るため、府内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう統一基準が設定されております。なお、保険料率や保険料の減免などは、急激な変化を緩和するため最大で6年間の経過措置が設けられております。柏原市では平成30年度より、大阪府から示された統一基準である市町村標準保険料率を採用したいと考えておるところです。

次に、国保の広域化によりその他に変更となることについてですが、被保険者証の様式や高額療養費の多数該当の算定方法があります。被保険者証の様式は、次回更新の11月から大阪府が表記されることとなります。高額療養費の多数回該当の算定方式につきましては、同一の都道府県内であり、かつ世帯の継続性が保たれている場合には該当回数継続されることとなります。

最後となりますが、現在の保険年金課の窓口で受け付けさせていただいている国民健康保険の資格、給付、賦課、収納、特定健診等の保健事業に関する行政運営につきましては、平成30年度以降も今までと変わることなく受け付けさせていただくこととなります。なお、平成30年4月より、保険年金課は市民部から健康福祉部へと移管されることとなりますことから、より一層健康部門との連携を強化してまいりますのでよろしくごお願い申し上げます。

以上で国民健康保険の広域化についての説明を終わらせていただきます。

○岸野会長 説明が終わりました。どうでしょうか、身近な問題でございます。どんな小さなことでも結構ですので、ご質問、ご意見がございましたら発信していただけますか。お名前は藤井委員でございますね。

○藤井委員 はい。すみません、今ご説明をいただいたんですけれども、平成30年度から大阪府の統一保険料率に毎回合わせるという話なんですけれども、今回の資料の中で、大阪府が示されている統一保険料の所得割が何パーセントで均等割が幾らで平等割が幾らというのが全く示されていないので、単純に見て上がっていくのか下がっていくのか、そこが全くわからない状況なんです。私、たまたま幾つかの市町村へ行っているものですから、よそはみんなモデルケースを出して、この所得層は上がりますとかこの所得層は下がりますとか、そういう具体的なものを示していただいているので非常に意見が述べやすかったんですけれども、実際そのあたりがどうなのかかわからないというところでいきなりこの標準保険料に合わすのがいいのか、それともせつかく6年間の調整期間が設けられているわけですから、それは激変緩和のために設けられているという

ことなのでそこをもう一遍見直す必要があるのかというところのちょっと意見の申し出ようがないんですが、いかがでしょうか。

○岸野会長 はい、事務局お願いいたします。

○杉本課長 すみません、今いただいた意見なんですけれども、まず市町村の標準保険料率というのは30年の1月に示されております。そこで、その分の保険のとりあえず試算を私どもさせていただきましたら、市議会のほうでも、よくモデルケースということで所得200万円の方で4人世帯、大人2人、子供2人の方の保険料率というのをよく示させていただいております。こちらのほうなんですけれども、平成29年度は42万8,095円だったものが平成30年度の試算で、今示されている試算でしたら30万2,707円となっております。それ以外に所得をお持ちの方ですけれども、大体減少するようなことにはなっておるような状況です。ただし所得のない、先ほども軽減ということでいろいろご審議いただきましたけれども、所得のない7割軽減の方というのが若干上がってくるということにはなっております。以上でございます。

○岸野会長 はい、藤井委員。

○藤井委員 1つは、上限は変えられていない。上限は変えられていないということですね。

○杉本課長 はい。

○藤井委員 総体的には保険料は全般的には下がるだろうと、だけれども、所得の低い人は上がってしまうということですよ。そのあたり逆に考えるといかがなものでしょう。所得の高い人の保険料が下がって低い人は上がるという、そこを何か救う措置みたいなものは市独自で6年間の間に段階的に設けていくということは可能だと思うんですが、また場合によっては財源が必要だということであれば、一定所得率を下げても均等割、平等割を上げてしまうことによって低所得者層を軽減できるという考え方もあるんですが、そういうのは全く考えに入れずにいきなり30年度から統一ということでしょうか。

○岸野会長 はい、事務局お願いします。

○杉本課長 今、私どもの柏原市の国保は、累積赤字が先ほども申しましたとおり6億5,000万円あるところなんです。他市町村の状況も見ながらこちらの保険料率は設定させていただきたいというふうには考えておるところですので、決定というわけではございませんのでそのところをちょっとご理解いただきたいということと、今申し上げまし

たとおり累積赤字があるというところ、それと、あと、市町村それぞれ激変緩和のお金ということで保険料が上がるにつきましては大阪府のほうから補助金のほうが交付されることとなっております。柏原市はその対象にはなっておりませんので、その部分のお金で下げるということもちょっと難しいところがございますので、これから減免等も含めまして、他市町村の状況も見ながらその辺のところは決定させていただきたいと思っております。以上でございます。

○岸野会長 いかがでしょう。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員 今の話で財源的なものもあるというふうなところですが、今後統一保険料になれば、今後の市町村の努力によって支援交付金みたいなものがあるというふうにお聞きをしているんですが、そこは例えば収納率であるとか、90.何%ですか、27年度ぐらいで。その辺をもっと頑張れたはずとか、ジェネリックを推進していただくとか健診の率を上げていただくとか、そういうことによって補助金というのはやっぱり増えていってそこで宛てがう、ということはできるんですかね、将来的な話として。

○岸野会長 いけますか、すみませんが。

○杉本課長 先ほども申し上げましたとおり、私どものところ、累積赤字が6億5,000万あるところですので、まず、今おっしゃっていただいたとおりインセンティブを頑張った市町村にも与えてもらえるということになっておりますので、そちらを頑張って獲得していきたいというふうには考えております。それは、まず累積赤字額を解消しなければいけませんので、そちらのほうを解消するのにそこを使っていきたいとは思っております。その後、解消が終わった後には対象の予定を考えております。

そういうところで、ただ保険料を下げるためのところにつきましては、今、6年後には大阪府は統一ということで、そこら辺の市町村の繰入金とかで保険料を下げるというのはしないようにするということになっておりますので、そこは今のところは考えておらないところです。

○岸野会長 いかがですか、よろしゅうございますか。

○藤井委員 わかりました。累積赤字があるということですので、これはもうどうこうという話ではないんですけれども、将来的には一般会計から繰り入れがないようお願いだけさせていただきたいなというふうに思います。以上です。

○岸野会長 どうもありがとうございます。ジェネリックやら収納率なんかに対してもいろいろ努力をしているところではございますけれども、なかなか大変な部分をご理解

いただけたらと思います。ありがとうございます。ほかに何かご意見。橋村委員。

○橋村委員 すみません、確認なんですけれども、そうしますと、賦課限度額とか保険料率というのはもう一度決定のプロセスを踏むということになるわけですか。30年度、先ほどの説明では統一基準に合わせますということをおっしゃっていたんですけれども、決定ではないということもおっしゃっていました。ということは、こういう運営協議会を、賦課限度額、料率決定のための諮問のための運営協議会をもう一回開かれるということによろしいのでしょうか。

○岸野会長 はい、杉本課長。

○杉本課長 そちらについて、賦課限度額と保険料率の設定をもう一度開かせていただく予定ということではありません。賦課限度額につきましては大阪府が示すものがありますので、そちらに合わせていきたいというふうに考えております。保険料率につきましては、他市町村の動向も見ながら別途設定させていただきたいと思っております。以上です。

○岸野会長 よろしいですか、橋村委員。答弁いいですか。

保険料率についてはこれからまた別途にというふうなことで、検討の措置はあるかなというところがございますかね。いかがですか、ほかに。ほかの方。大坪委員。

○大坪委員 ちょっと素人的な質問やねんけれども、今まで市町村で単独でやっていたと、これから大阪府で広域になると、今言うているように市で6億5,000万ほど赤字があって、過去3年ぐらい前から黒字をずっといろんな市で取り組んだ成果があって黒字を出してきたと、黒字を出したら累積赤字もどんどん減ってきたわけやね。当然、保険料も大阪府下で柏原市はちょっと高いほうやったけれども、まあ、それも上げやんように頑張っってやってきたんですね。広域化になったら、例えば同じようなそういう特定健診や人間ドック受診料を高めて、ジェネリックも推進して医療費を抑えようということ頑張っても、保険料というのは大阪府統一やから柏原市の保険料は抑えられるということはもうないというわけやね。柏原市が頑張っって、黒字、赤字がどうなっていくんか。黒字になったら累積赤字の6億5,000万が減っていくだけの話で、我々の結局保険料には一個も反映してけえへんということでええのかな、そこのところ。

○杉本課長 今おっしゃられたように、今までであれば、特定健診であるとかジェネリック医薬品ということの促進をすることによって、直接医療費が抑えられて柏原市の保険料に反映されることになったんですが、そちらにつきましては、今おっしゃられているとおり大阪府全体として、結局結果的にはそれが促進される、柏原市の部分が促進され

ることによって大阪府全体の保険料についてのもの、医療費というのが抑えられることにはなりません。ただそれであれば、頑張っても頑張らへんかっても何も得はないということになるんですけれども、そのことについて、府のほうから頑張った市町村に補助金、例えば特定健診の受診率を府の基準以上に上げる、特定保健指導率の実施率を府の基準以上に上げるということによって補助金のほうはたくさんもらえることになりますので、その辺のところその辺のメニューがかなり充実されるようになっておりますので、そこを柏原市としては頑張らせていただいて累積赤字の解消に努めていきたいと思っておるところです。

○大坪委員 そういうことやな。保険料には反映してけえへんということやな。

○杉本課長 そうです。

○大坪委員 補助金をいっぱいもろうても保険料は決められた枠しか払われへんと、大阪府全体が頑張らんと我々の保険料というのはあかんということやな。

もう一つのやけれども、運協を開かせてもうているけれども、広域になったら運協というのがどないなるんかな。審議するものってどないなっていくの。

○岸野会長 どないなると、それは大丈夫、答えられますか。

○杉本課長 平成 29 年度に大阪府のほうでも国保の運営協議会というのができましたので、そこで同じような委員構成で一定いろいろお話はされているところです。各市町村の運営協議会につきましても、このまま継続することになります。それで、いろいろその時々事項につきまして、皆さんに諮問させていただいたり意見をいただくというようなことをさせていただきますので、どこの市町村でも国保の運営協議会というのは継続することになります。

○大坪委員 今までこの運協で最高限度額を 1 万上げる、2 万上げるとずっと来た、そんな話は運協ではもうないということやな。そんな話がここではできへんわけやね。大阪府でははるわけやな。

○杉本課長 大阪府が審議することになってきます。

○大坪委員 ここで諮る議案には上がれへんということやな、そういう案件はね。

○杉本課長 そういうことになってきます。

○大坪委員 ありがとうございます。

○岸野会長 反映されないのかという、ちょっと障壁があるわけですね。非常に難しい判断の中で、ご意見がほかにありましたら、お聞かせ願えますでしょうか。事務局も何かよろしいですか。進めますよ。

それでは、とりあえず考えることもありますが、議事を進めさせていただきたいと思
います。

これについてのご意見がないということでよろしゅうございますか。

それでは、ほかに質問ということございまして、最後の問題、その他というところ
に進めさせていただきます。その他のことについてのご意見、ご質問ございませんでし
ょうか。よろしいですか。

それでは、その他に対してのご意見がないということで、以上をもちまして本協議会
の協議事項は全て終了させていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただき、また議事進行にご協力をいただ
きましてありがとうございます。

これをもちまして、平成 29 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を閉会させていただ
きます。どうもありがとうございました。

○西川係長 委員の皆様、どうもありがとうございました。これにて閉会いたします。

お忘れ物などございませんよう、お気をつけてお帰りいただきますようお願いいたし
ます。本日はどうもありがとうございました。